

●規程改正の概要

要 旨	<p>「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例」の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」の一部改正を行う。</p>												
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程の一部改正</p> <p>理事長等について、賞与の年間支給月数を引き下げる。</p> <p>1 令和3年度【規程第●号】</p> <table data-bbox="430 694 1197 795"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.675 月</td> <td>(支給済)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.675 月</td> <td>→ 1.575 月 (△0.10月)</td> </tr> </table> <p>※ 年間支給月数 3.35 月 → 3.25 月 (△0.10月)</p> <p>2 令和4年度【規程第●号】</p> <table data-bbox="430 1019 1197 1120"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.675 月</td> <td>→ 1.625 月 (△0.05月)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.675 月</td> <td>→ 1.625 月 (△0.05月)</td> </tr> </table> <p>※ 年間支給月数 3.35 月 → 3.25 月 (△0.10月)</p>	6月期	1.675 月	(支給済)	12月期	1.675 月	→ 1.575 月 (△0.10月)	6月期	1.675 月	→ 1.625 月 (△0.05月)	12月期	1.675 月	→ 1.625 月 (△0.05月)
6月期	1.675 月	(支給済)											
12月期	1.675 月	→ 1.575 月 (△0.10月)											
6月期	1.675 月	→ 1.625 月 (△0.05月)											
12月期	1.675 月	→ 1.625 月 (△0.05月)											
施行期日	<p>1については令和3年12月1日から、2については令和4年4月1日から施行する。</p>												

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表（令和3年12月1日施行）

新	旧
<p>(賞与) 第5条 略 2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略</p>	<p>(賞与) 第5条 略 2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表（令和4年4月1日施行）

新	旧
<p>(賞与) 第5条 略 2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略</p>	<p>(賞与) 第5条 略 2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略</p>